



市章

大津市公報

令和8年3月2日
号外(第8号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 選挙管理委員会告示

- 19 平成11年選挙管理委員会告示第12号(衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について)の一部改正..... 1
- 20 平成11年選挙管理委員会告示第55号(指定在外選挙投票区の指定について)の一部改正..... 1
- 21 平成18年選挙管理委員会告示第54号(指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたことについて)の一部改正..... 2

選挙管理委員会告示

大津市選挙管理委員会告示第19号

平成11年選挙管理委員会告示第12号(衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について)の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

大津市選挙管理委員会

委員長 岡本 紘 忠

大津市投票区画表第62区の項中「追分町」を「大谷町、追分町」に改め、同表第63区の項を削り、同表第64区の項中「第64区」を「第63区」に改め、同表第65区の項中「第65区」を「第64区」に改め、同表第66区の項中「第66区」を「第65区」に改め、同表第67区の項中「第67区」を「第66区」に改め、同表第68区の項中「第68区」を「第67区」に改め、同表第69区の項中「第69区」を「第68区」に改め、同表第70区の項中「第70区」を「第69区」に改め、同表第71区の項中「第71区」を「第70区」に改め、同表第72区の項中「第72区」を「第71区」に改め、同表第73区の項中「第73区」を「第72区」に改め、同表第74区の項中「第74区」を「第73区」に改め、同表第75区の項中「第75区」を「第74区」に改め、同表第76区の項中「第76区」を「第75区」に改め、同表第77区の項中「第77区」を「第76区」に改め、同表第78区の項中「第78区」を「第77区」に改め、同表第79区の項中「第79区」を「第78区」に改め、同表第80区の項中「第80区」を「第79区」に改め、同表第81区の項中「第81区」を「第80区」に改め、同表第82区の項中「第82区」を「第81区」に改め、同表第83区の項中「第83区」を「第82区」に改め、同表第84区の項中「第84区」を「第83区」に改め、同表第85区の項中「第85区」を「第84区」に改め、同表第86区の項中「第86区」を「第85区」に改め、同表第87区の項中「第87区」を「第86区」に改め、同表第88区の項中「第88区」を「第87区」に改め、同表第89区の項中「第89区」を「第88区」に改め、同表第90区の項中「第90区」を「第89区」に改め、同表第91区の項中「第91区」を「第90区」に改め、同表第92区の項中「第92区」を「第91区」に改め、同表第93区の項中「第93区」を「第92区」に改め、同表第94区の項中「第94区」を「第93区」に改め、同表第95区の項中「第95区」を「第94区」に改め、同表第96区の項中「第96区」を「第95区」に改め、同表第97区の項中「第97区」を「第96区」に改め、同表第98区の項中「第98区」を「第97区」に改め、同表第99区の項中「第99区」を「第98区」に改め、同表第100区の項中「第100区」を「第99区」に改め、同表第101区の項中「第101区」を「第100区」に改め、同表第102区の項中「第102区」を「第101区」に改め、同表第103区の項中「第103区」を「第102区」に改め、同表第104区の項中「第104区」を「第103区」に改め、同表第105区の項中「第105区」を「第104区」に改め、同表第106区の項中「第106区」を「第105区」に改め、同表第107区の項中「第107区」を「第106区」に改め、同表第108区の項中「第108区」を「第107区」に改め、同表第109区の項中「第109区」を「第108区」に改め、同表第110区の項中「第110区」を「第109区」に改め、同表第111区の項中「第111区」を「第110区」に改め、同表第112区の項中「第112区」を「第111区」に改め、同表第113区の項中「第113区」を「第112区」に改め、同表第114区の項中「第114区」を「第113区」に改め、同表第115区の項中「第115区」を「第114区」に改め、同表第116区の項中「第116区」を「第115区」に改め、同表第117区の項中「第117区」を「第116区」に改め、同表第118区の項中「第118区」を「第117区」に改め、同表第119区の項中「第119区」を「第118区」に改める。

大津市選挙管理委員会告示第20号

平成11年選挙管理委員会告示第55号(指定在外選挙投票区の指定について)の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

大津市選挙管理委員会
委員長 岡 本 紘 忠

「第64投票区」を「第63投票区」に改める。

大津市選挙管理委員会告示第21号

平成18年選挙管理委員会告示第54号(指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたことについて)の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

大津市選挙管理委員会
委員長 岡 本 紘 忠

「第64投票区」を「第63投票区」に改める。